

小作争議調査表

No. 132

(月報番號第一八四號)

(昭和九年十一月分)

場 所	浮羽郡牛車村大字若宮字屋敷	
	地主 小作人	佐藤 均 三浦幸造 外一名
發 生 日	終 熄	昭和九年九月廿五日
	關係地 種類面積	三多之畝
地 主 關 係 團 體	小作人	四農浮羽郡聯合會
	原因	現地者自作の目的を以て該地を購入し、在りて小作人に土地返還を要求し、之を知りて小作人が維持料を請求して廢せず
事 要 項	土地返還要求	
經 過	收獲期の切迫と共に激化せしめ、之を以て所轄共井田署に解決を懇請し、之に処置を意見交換し、之に條件により解決す	

財團 協調會 福岡出張所

備 考	結 果
	<p>一、土地復舊工事とせず現形に依りて返すこと</p> <p>二、締結条件は、日本年より向小三ヶ年と賦課とす</p>